

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療に関する市町村事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯沢町は、後期高齢者医療に関する市町村事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯沢町長

公表日

令和3年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
②事務の概要	・事務全体の概要 高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合を介し、被保険者の資格管理、賦課管理、収納管理、保険給付等の事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①資格管理及び保険給付 ②保険料の賦課及び収納
③システムの名称	1. 後期高齢者医療支援システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格ファイル (2)賦課ファイル (3)収納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)83の項 (別表第二における情報照会の根拠)82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務町民部
②所属長の役職名	税務町民部長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務部 電話:025-784-3451 ファクス:025-784-1818
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 税務町民部 電話:025-784-3453 ファクス:025-784-3582

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☒] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	税務町民部	事後	再実施項目にあたらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康福祉課 森下政史	税務町民部長	事後	再実施項目にあたらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務課 電話:025-784-3451 ファクス:025-784-1818	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 総務部 電話:025-784-3451 ファクス:025-784-1818	事後	再実施項目にあたらないため
平成29年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢2877-1 湯沢町役場 健康福祉課 電話:025-784-4560 ファクス:025-784-4536	〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立300 湯沢町役場 税務町民部 電話:025-784-3453 ファクス:025-784-3582	事後	再実施項目にあたらないため
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年12月29日時点	平成29年3月30日時点	事後	
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年12月29日時点	平成29年3月30日時点	事後	
平成31年2月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月30日時点	平成31年2月1日時点	事後	
平成31年2月7日	IVリスク対策		新規追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年2月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年8月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	番号法改正